

土地改良事業 I C T 活用工事試行要領

令和 4 年 3 月 2 4 日

農政水産部農村計画課

(趣旨)

第 1 本要領は、建設現場における生産性向上のため、宮崎県農政水産部が発注する土地改良事業の建設工事において、「情報化施工技術を活用する工事」(以下「I C T 活用工事」という。)の試行に際して、別添一「情報化施工技術の活用ガイドライン(農林水産省農村振興局整備部設計課)」(以下「ガイドライン」という。)によるもののほか、必要な事項を定めたものである。

なお、I C T 活用工事の対象工事のうち、受注者が I C T 活用を希望し、受発注者間の協議が整った場合に I C T 活用工事を施工できる「受注者希望型」により実施するものとする。

(I C T 活用工事の概要)

第 2 I C T 活用工事とは、施工プロセスの各段階において、以下に示す①から⑤のいずれかの I C T 施工技術を活用する工事である。なお、①から⑤の I C T 施工技術の部分活用を認める。

- ① 3 次元起工測量
- ② 3 次元設計データ作成
- ③ I C T 建設機械による施工
- ④ 3 次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3 次元データの納品

※①から⑤の部分活用を行う場合は、当該工事における効果等を踏まえ、活用する I C T 施工技術を選定すること。

(3 次元出来形管理技術の適用範囲)

第 3 3 次元出来形管理の各技術の適用範囲は、ガイドラインに基づくが、「ほ場整備工」においては、面工事を行う全ての工事を適用範囲とする。また、各工種における出来形管理は、「農業土木工事出来形管理基準及び規格値(宮崎県農政水産部定め)」及び「出来形管理基準及び規格値(宮崎県県土整備部定め)」に記載の管理項目に即して実施する。

なお、各技術による計測において欠測が生じる場合は、観測データの補間方法について発注者と協議を行うこと。

各技術の詳細は、ガイドラインを参照。

(I C T 建設機械施工技術の適用範囲)

第 4 I C T 建設機械施工技術の適用範囲は、ガイドラインに基づくが、「ほ場整備工」においては、面工事を行う全ての工事を適用範囲とする。

- ※ ガイドラインの適用範囲（工種、施工規模）に該当せず、あらかじめ「ＩＣＴ活用工事」であることをうたっていない工事において、受注者が情報化施工を希望する場合は、工事毎にその適用を判断するものとする。この場合、本要領及びガイドラインに規定する積算は適用されない。

ただし、あらかじめ「ＩＣＴ活用工事」であることをうたっていない工事において、受注者から情報化施工の希望があった場合、ガイドラインの適用範囲（工種、施工規模）に該当し、かつ、受発注者間の協議が整った工事は、本要領及びガイドラインに規定する積算が適用される。

（ＩＣＴ活用工事の実施方法）

第５ ＩＣＴ活用工事の実施方法を次のとおり示す。

（１）発注における共通特記仕様書

対象工事の発注にあたっては、共通特記仕様書において、ＩＣＴ活用工事である旨を記載するものとする。

＜共通特記仕様書記載例＞

（別添－２に示す）

（２）実施手続き

受注者は施工プロセスの各段階においてＩＣＴ施工技術の活用を希望する場合、発注者へ工事打合簿でＩＣＴ活用工事計画書（別添－３）及び内容等が確認できる資料を提出し、受発注者間の協議が整った場合に、ＩＣＴ活用工事を実施することができるものとする。

なお、上記２の①から⑤のＩＣＴ施工技術の部分活用を認める。

（３）ＩＣＴ活用工事の実施フロー

別添－４のフローを参考に、ＩＣＴ活用工事を実施する。

（工事成績評定における加点措置）

第６ ＩＣＴ活用工事において、上記２①から⑤の全てのＩＣＴ施工技術を全面的に活用した場合、工事成績評定の「創意工夫」で２点を加算する（別添－５）。

部分活用した場合は、１点を加算する。

（ＩＣＴ活用工事の導入における留意点）

第７ ＩＣＴ活用工事の導入における留意点を次のとおり示す。

（１）施工管理、監督・検査の対応

ＩＣＴ活用工事の施工に伴い調査、測量、設計、施工及び検査についての要領、基準類は「ＩＣＴ活用工事に関する基準類」（別添－６）に基づくこととする。

なお、要領、基準類の改訂及び新たに基準類が定められた場合は、監督員と協議の上、最新の基準類に基づき実施するものとする。

監督員及び検査員は、受注者に従来手法との二重管理を求めないこととする。

また、監督・検査に係る機器（３次元データを閲覧可能なパソコン等）は、受注者が準備するものとする。

（２）工事費の積算

発注に際して、土地改良工事積算基準（従来施工）に基づく積算を行い、契約後、ＩＣＴ活用工事を実施することが受発注者間の協議で整った場合に、ガイドラインに基づき変更積算（設計変更）する。

なお、ガイドラインに基づく変更積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

（ＩＣＴ活用証明書の発行）

第８ ＩＣＴ活用工事を実施した工事には、発注者から受注者にＩＣＴ活用証明書（様式１）を発行する。なお、証明書の発行は、工事成績評定通知時に行う。

（アンケート調査の協力）

第９ 受注者は、ＩＣＴ活用工事の完了後に、別に定めるアンケート調査に協力するものとする。

なお、アンケート調査は、宮崎県農政水産部農村計画課にメールにて提出することとする。

（その他）

第１０ 本要領及びガイドラインに定めのない事項については、受発注者間の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附則

この要領は、令和４年１０月１日から施行する。

附則

この要領は、令和７年１０月１日から施行する。